

# 剣道の有効打突について

——ルールの変遷と現状から——

国 分 国 友\*

## On Yūkō Datotsu (or Striking & Thrusting) of Kendo

—— In referring to the transition of rules and the real state of Kendo ——

Kunitomo KOKUBU\*

### Abstract

Kendo in these days contains the question of today with what we should satisfy all kinds of problems and the difference which have arisen between the philosophy of kendo-kendo is the way for forming a human being by training how to use KEN or a sword reasonably-and its inclination toward sports.

The solution of the question depends on how we study how to use KEN reasonably, that is, how we pursue how to take Yūkō Datotsu. Finally there is no other answer than the effort to pursue this essential kendo because the value system of kendo is established where the learner is demanded to train his spirit looking upon kendo as the way, namely, "the way for forming a human being."

Therefore, in this research, I aim at the real state that the judgement of Yūkō Datotsu has been declining in quality and arrange the conditions of rules by checking the transition of them.

In referring to the real state and other things of kendo match where the rules of today are put in operation, I intend to give my opinion as follows.

KEY WORDS : *Yūkō Datotsu, Philosophy of Kendo, Inclination toward sports,*

### はじめに

現代剣道が国内外を問わず、大変な普及隆盛に趣いている。しかし、「広まればすたる」の格言通り、質の低下から本質論が必然的に湧出している。例えば、試合至上主義がそれであり、勝ちさえすればよいという風潮など、剣の達人が人間性の関係まで発展させ、道としての剣道を打ち立てていた本来の技術観や自己の改革を促す修養論などの側面から、離れていくことから本質論が問われる結果になっている。

これらの実情は、さまざまの試練を受けながら、取捨されてきた近世から近代化への過程と類似の様相を呈していた。それらは幕末の実力主義から流派の秘密主義の解除以来の他流試合、撃剣興業

などの試合剣術の流行に歯止めをかけた山岡鉄舟の心外無刀の思想、あるいは、武道を冒瀆するという理由で、大正末期までの優勝試合の禁止、勝ち6点、姿勢態度4点の合計点で勝負を決めたなどの武徳会剣道、試合稽古よりも、打ち込み・切り返し・掛り稽古を主体にした内藤高治の試行などが本質論の例となる。

一方、競技や技法は上述の幕末の他流試合の解禁や竹刀剣道の技術を体系化し、競技剣道を推進した北辰一刀流の千葉周作の試行、武徳会設立により全国的規模の試合、学生剣道の隆盛のなかで形を整え発展してきたことから、試合剣術の流れを汲んでいるところに矛盾をもっている。そして、昭和天覧試合を契機として二つの流れは融合し、剣道に内在されていくのである。

\*鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sprints in Kanoya, Kagoshima, Japan

以上のことから、これらの本質・技法論は近代化の取捨の核となる内容であったし、現代剣道のもつ課題と同じ方向性をもっていたといえる。

現在は「剣道は剣の理法の修錬による人間形成の道である。」とする剣道の理念と、その競技化の進展との間に出てくる、さまざまな問題、隔たりをいかに充足するかの課題が上述の内容といえる。そこで、全日本剣道連盟は、日本剣道形思想統一、試合審判規則の改正、基本試合の採用、あるいは、指導者講習会などを通じ、その充足を計るべく努力している。

しかしながら、これらの課題解決の中核は古来より行われてきた試合に「勝つ」という研究を離れては考えられない。つまり、剣道の修錬過程において、心身をぎりぎりの場におき、なお、自己を失わず、その瞬間、瞬間に臨み、剣道の創造性を求めるということである。それは「剣の理法の修錬」であり、五輪書に「太刀は兵法の起る所也。」<sup>3)</sup>とある、太刀既ち、刀剣を離れては剣道は考えられないし、刀剣が剣道を規定することから、この刀剣を前提に「理法」既ち、心法、技法、身法を「修錬」既ち、くり返し工夫する百錬自得しかないのである。また、このことは、斬撃技術から打突技術に移行した剣道では有効打突を如何に取るかの修錬といえる。この有効打突の質的問題が、ひいては「人間形成の道」既ち、剣道を道として心の修養が求められるところまで、引き上げていくところに、剣道の価値体系が確立されている。

以上のことから、競技化の進展あるいは大衆化に伴う有効打突の質的低下に着目し、刀剣を使用した斬撃技術から打突技術に変容した、その打突技術の有効性、つまり、質的問題について考察を進めてみた。

## 研究方法

現在施行されている全日本剣道連盟試合審判規則による試合の実状や規則の変遷とくに、有効打突の条件の変遷を主体に「理念」、あるいは「刀剣」を前提にした史的背景などから、打突の有効性について考察するものである。

## 結果と考察

有効打突に関する現行の規則は第17条に明記してある。この条文を主体に変遷内容や施行の現状から記述する。

全日本剣道連盟試合審判規則第17条<sup>6)</sup>

有効打突は、充実した氣勢、適法なる姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を正確に打突したものとする。但し、片手の打突、追い込まれながらの打突はとくに正確でなければならぬ。

次の場合における正確な打突も有効とする。

- (1) 竹刀を落とし、または倒れた者に、直ちに加えた打突、あるいは倒れた者が、直ちに加えた打突。
- (2) 場外に出ると同時に行われた打突。
- (3) 試合時間終了の合図と同時にに行われた打突。

次の場合は有効としない。

- (1) 相打の場合
- (2) 剣先が相手の体について生きている場合
- (3) 見苦しい引き揚げをした場合

1. 「充実した氣勢」とは、気迫のこもった構えから、鋭い気合いのもとに打突部位を打突することの意味である。つまり、刀剣のもつ意義が生死をかけ、やり直しがきかないことを意味することから、それに耐え、打ち破る氣勢が必要であることは当然である。

2. 「適法なる姿勢」とは、構えが堅実で理合にかなない、しかも、剣先に狂いがなくことである。この状態を如何につくるか、あるいは保持するかが大切で、この状態にないとき打突しても無理な技で、効果もない。つまり、相手に攻め勝ち、そして、相手の攻めに耐えうる絶対の姿勢追求が必要である。

3. 「打突部」とは、竹刀の弦の反対側で剣先から全長の3分の1であり、刃筋・物打ちをいって

いる。技術的には円運動で最も圧力の加わる刀剣の切先三寸、中八寸の物打ちと一致している。

4. 「打突部位」とは、試合審判規則の第16条に明記してある。<sup>6)</sup>

打突部位は、次のとおりとする。

- (1) 面部（正面・右面・左面）
- (2) 小手部（右小手、及び次の場合の左小手）  
左手前の中段の構え、上段の構え、八相の構え、脇構え、あげ小手、その他中段の変形した構え。
- (3) 胴部（右胴・左胴）
- (4) 突部（咽喉、但し、上段及び二刀に対しては胴部を含む。）

これら打突部位は、元来、江戸時代実践から遠ざかっていくにしたがい、技芸としての洗練、抽象化が進み、防具の案出、竹刀剣道の発展と相まって各流派に決められていった。

この流派の打突部位は、まず、真剣勝負の場合はどこでもよいが、急所であることは効果がさらに大きくなるということを配慮していた。さらに、隙があって打突しにくいところを平常練習しておれば、実際に役立ち、しかも安全性を配慮して打突部位が決められていった。また、他流試合の解禁により、各流派の特徴とする打突部位が自然と現代剣道の打突部へと固定化していった。

- (1) 面部（正面・右面・左面）

各流派は上述の背景から、面部を最も重視し、他の打突部位を軽視していることが明らかになっている。

現代剣道においても技術の進展から、面打ちを大切にし、面部が打てれば全ての部位は打てるとして、打突の基本としている部位である。

- (2) 小手部、但し、次の場合は左小手もよいとしている部位である。

- ① 左手前の中段の構え
- ② 上段の構え
- ③ 八相の構え、脇構え
- ④ その他、中段の変形した構え

右小手を原則としているが、上記の場合左小手でよいとしている。このことは剣道の攻防に際して「中段の構え」を重視し、中段の構えの正当化をねらい、乱れた構えに対しては、どしどし打突を認めることにより、構えを矯正させる意図があった。剣道の姿勢を整える一つの要因である。

- (3) 胴部（右胴・左胴）

江戸時代末期には、突胴が隆盛であった。その後、明治の頃は突胴は打突部としていない。ところが大正4年刊の高野佐三郎の「剣道」によれば、「従来は胸及び胴の突きは打突部として認めていなかったが、大日本武徳会・審判部において、次のように改正されたいきさつがあった。試合において、胴を突くはその突くところの高下に制限を設けず、胴の掩護する区画内において、刀頭の留りたるを以って勝ちとする。」<sup>6)</sup>とした。つまり、防具の範囲内にあるところは突胴として認めた訳

Table 1. Place of Datotsu and estimation

面	真向又は左右側面若しくは切り返し打込みの類	10点	少々軽く反は反り仰ぐ者の面金に深く打ち込みたる類	9点
兵字小手	延べ押へ引き又は切り返へし打の類	8点	少々軽きものの類	7点
胴	左右飛び込み又は離れ際引き胴若しくは切り返へし胴の類	6点	少々軽く又幾分か胴の垂れに触れる類	5点
面の垂れ	双手又は片手にて撃突するものの類	4点	少々軽く又は面金に触れる者の類	3点
精眼小手	巻き込み又は掠め撃の類	2点	少々軽く又は中断若しくは拳を撃ちたる者の類	1点

である。その後、再度、突胸の打突部位を取り除き、左右胸のみの打突部位とし今日に至っている。

(4) 突部（咽喉・胸）

突きわざは威力があるので、突き面積が広がればその危険度が益々増大する。過去に「突胸」があったが、上述の通り安全性を考慮する意味から廃止した事実があった。

現在の突部位は従来からの「咽喉」と昭和54年4月1日実施の改正規則による上段及び二刀に対してのみの「胸部」とである。胸突きが有効となるための上段の構えとは、構えた左こぶしの下から胸部を突ける状態である。また、突きわざは剣道の最も基本的なわざとして、従来の規則にあった「中学校は除く」を削除した。しかしながら、中学校の取り扱いは、安全性と恐怖感から技術の進展を阻止するおそれがあり、伸び伸びと自由にわざの出し合いをさせることなどから、文部省の学習指導要領に準ずるとしている。

5. 「片手の打突、追い込まれながらの打突は、とくに、確実になければならない。」とは、相手を追い込んだときの打突は十分な気勢において、相手を圧倒しているので、打ちは軽くとも有効になる場合がある。しかし、追い込まれたときは、一挙に相手の圧力をはね返すのに十分な確実さがないと有効と認めない。また、片手わざ、既ち、片手打ち、片手突きは両手より弱い当りであるし、流れ易いので最も正確なものでなければ有効としない。根底には当りさえすればよいとする打突で、刀剣の使用では考えられないことで、十分な注意がいる。

6. 「次の場合における正確な打突も有効とする。」とは、

(1) 「竹刀を落し、又は倒れた者に直ちに加えた打突。」を有効とすることで、剣道の特性である安全性を配慮しながら、時間的には一瞬の間に行われた正確な打突である。

(2) 「場外に出ると同時に行われた打突。」を有効とする。場内にあるときすでに打突の動作が開始され、合図と同時にに行われた正確な打突である。

(3) 「試合時間終了の合図と同時にに行われた打

突。」を有効とする。試合終了の合図がなる前に動作がすでに開始され、合図と同時にに行われた正確な打突である。

7. 「次の場合、有効としない。」とは、

(1) 「相打ちの場合。」を有効としない。とくに、正面打ちの場合が多いが、双方が同じ部位、または、ちがう部位を同時に打突したと判断した場合有効としない。気合・体勢・打突の部位、間など判断の内容としている。

(2) 「剣先が相手の体について生きている場合。」は有効としない。気合・体勢とも備えられた剣先が胸から上、咽喉から下の体の前部にしっかりと生きていれば有効としない。打突の意思がなく、相手の身体に竹刀をつけている状態では、単に相手につけていれば打突されても有効とならないという考え方であり、この際の打突は確実であれば有効とされる。刀剣を前提に規定されている。

(3) 「見苦しい引き揚げをした場合。」は有効としない。

① 見苦しい引き揚げとは、打突後備えを崩し、気勢をゆるめ、試合動作を中断するなど残心のない不法な状態をいう。従って、打突後、機を失せず相手に対して構えることを打突後の態度の条件とする。この際、余勢は充分考慮する。

② 有効打突の宣告後、3人の審判員のなかの1人でも、見苦しい引き揚げと認めたときは、試合を中止させ、合議によって宣告撤回の可否を決定する。

③ 打突が有効でない場合でも、見苦しい引き揚げがあったときには、試合規則第19条第10号（試合の公正を害する行為）に該当する行為として反則になる。さらに、上述の事項について詳述すると、有効打突は結局、打突前、打突時の状態、打突後の態度などを総合して決定すべきであるとしている。また、主審は有効打突の宣告を必ず行い、その時点で時計係は時計を止め、その後の残心までの動作は試合時間にはいらぬ。打突後の残心は直線的であり、試合場内・外を問わずあとの態度を重視するが、必ずしも中段に構えなくとも、気・身構えがあれば十分であるとした。但し、打突の余勢は適切であり、場外に出た場合、残心をとれない場合があるので注意がいる。

見苦しい引き揚げで有効打突が取り消された場合は反則はとらない。その他、引き揚げ行為を伴う打突は、スタンドプレーであり、勝ちを観客に故意に示す動作で、公正を害する行為として反則とすることは上述の通りである。但し、場外に出た場合は「場外反則」となる。

7. 「その他の事例」として試合の実態から述べると、

(1) 試合中、次の場合も条件が整えば有効とする。

① 引き揚げたところを打突する。

② 縁が切れたところを打突する。

③ 勝手に試合を中断したところを打突する。

(2) つばぜり合いからの引きわぎの判定は審判員にとって、むずかしい要素をもっているが、有効打突の内容に適応したものであれば、当然、一本にとらなければならない。しかし、無理な引きわぎは相手にとり、打突の好機となるので注意を要する。現行の規則では、つばぜり合いは20秒を目やすく試合者自身で解決し、試合を続行するようにした。長いつばぜり合いは審判に「注意」を宣告され、「注意」2回で反則1回としてとっている。

これらのことは、真剣の場合のつばぜり合いのもつ、最も緊迫した状態を想定してのことである。

(3) 平打ちは竹刀の打突部でなく、手の返しを十分行っていない場合である。刀剣では刃部でなく、鑢のある側面であり、鑢より上を鑢地、下を平または平地ということから、刃筋の通らない打ちで、有効としない。

(4) 先後のわぎは先のわぎが不十分で、後のわぎが充分なとき、後のわぎを有効とする。先後のわぎは一瞬にして打突の交換が行われるので、見落しがちであるが、後のわぎが充分で、先のわぎが不十分の場合、これを相殺することなく、後のわぎでも有効と認めることは当然である。歴史的にも「先のわぎ」を尊重することは変りないが、不十分なわぎは、いくら先のわぎでも無効である。

(5) 呼称と有効打突

打突部の呼称と有効打突部が異なった場合、例えば、小手から面への連続わぎのとき、呼称は面であるが、その前の小手が決まった場合がある。この場合、有効打突の条件にかなっておれば、一

本としてとるのは当然であるが、ややもすれば体勢が充分でなく、しかも氣勢が一致しないことがある。

(6) 有効打突の条件が不足し、不充分になりやすい打突

① 追い込まれて引きながらの打突。

② 片手の打突。

③ 近間の打突。

④ その場の打突。

⑤ 後の先の打突。

などがあり、充分な配慮が必要である。

(7) 両者の段位が違う試合の有効打突の判定は、上位者の技術を基準にするのが常識となっている。質的課題解決の一つの方法である。

(8) 竹刀の弦の状態が正常でないことが、判明した場合、一回目は主審が指導するが、二回目からは打突部位に当たっても有効としない。これは、刀剣を前提にした竹刀の打突部を意味している。

以上、現行の規則第17条を主体に考察してきたが、さらに、それらの背景となる内容について述べる。

明治・大正時代は先のわぎを優先し、また面わぎを重視している打突部位の軽重論があったことは、表Ⅰ・Ⅱの通りである。これらのことは剣道のもつ技術的進展、あるいは本質的内容として試合に実践してきた。

しかし、現代剣道の試合においては、先後のわぎの判定に見るように、「攻め」や動作を起こした時点でなく、打突の瞬間であり、あとの条件を備えていれば先後に関係なく、有効としているし、打突部位の軽重はない。つまり、有効打突の条件を備えているか否かに着目し取り扱っている。しかしながら、剣道の修業においては「先」の気持が最も重要なことであり、「先」のわぎを前提に工夫し、「攻め合う」という相互作用を中核にしている。しかも、技術の進展から面わぎの工夫をしているのが実状で、これらの内容を押えた有効打突の条件とそうでない場合のひずみは次第と大きなものとなる。しかも、規則そのものが剣道の全ての内容を包含できないことなどから、試合そのものが矛盾をもつことになる。

Table 2. Transition of contents and condition of Yūkō Datotsu

明治20年代	徳性を薫陶する目的で「先々之先」に出たる者は「後の先」にくらべてやや軽くとも之をとることが大切である	武道教範 明治28年刊
"	相打ちは各部に点数を与えるか又は同等に点数を差引く。面と胸との相打ちは面を打たれた者が負け。手と頭も同様。たとえおくれでも面を重視。	"
"	試合に在ては1回の撃突功を奏せざるも、其氣勢を変せず、再三再四連撃して勝敗を決すべし。	新案撃剣体操法 明治29年刊
大正時代	打った後残心があること。 飛び込み面は当り軽くとも1本とす。 出端の小手は稍軽くとも1本としてとり、撃つ余裕なく抑えたるも1本とす。 甲が先に胴を撃ち、乙が後れて甲の面を撃ちたる時は前後の相撃ちとす。	「剣道」高野佐三郎 大正4年刊
"	相手者を確実に撃突したる場合と雖ども、構えを崩し、引上げを為す者は勝ちに算せざるものとす。 片手撃ち、片手突きは最も正確なるものにあらば勝に算せざるものとする。 竹刀を落したるとき適法に組打ちを為すは決して禁止すべきものにあらず。	武徳会会報24号 大正8年8月号
昭和2年	充実セル氣勢 } 1. 刃筋ノ正シキ業 } 為シタルヲ有効トス。 適法ナル氣勢 } 2. 片手ヲ似テスルハ、最モ有効ナルモノ。 3. 残心ナキ動作ヲ為シ反シテ撃突セラレタルトキハ後ノ撃突者ヲ勝トス。物外ノ撃突ハ無効。	大日本武徳会 試合審判規程
昭和9年	4. 違法ノ引揚ゲヲ為シタルトキハ、有効ナル撃突アリトモ之ヲ勝ト認マズ。	同 上
昭和28年	5. 打突部は鐙から先までの1/3。 6. 二刀に於ては特に確実な打突。 7. 少々軽くとも追い込んだ際の打突。 8. 追い込まれた際の打突は最も確実なもの。 9. 攻撃の意志がなくて、単に竹刀を相手の体に着けるだけの者に対して加えた有効な打突。 10. 竹刀を落し又は倒れた者に加えた最初の打突で有効なもの。	全日本剣道連盟 試合審判規程
昭和35年	11. 打突部は、竹刀の全長の1/3。 12. 場外に出ると同時に行われた打突。 13. 試合時間終了の合図と同時にされた打突。	
昭和44年	14. 竹刀の全長の1/3(剣先より) 弦の反対側で、突は、剣先で打突の部位をそれぞれ正確に打突したもの。	全日本剣道連盟 試合審判規則
昭和54年	15. 充実した氣勢・適法な姿勢をもって竹刀の打突部で打突部位を正確に打突したもの。 但し、片手の打突、追い込まれながらの打突はとくに確実なもの。 16. 竹刀を落し、又は倒れた者に、直ちに加えた打突、あるいは倒れた者が、直ちに加えた打突。	同 上

また、その規則は戦前・戦後を通じて幾度となく改正された。なかでも体育・スポーツとして復活した剣道を背景にもつ、昭和28年の改正規則は質・量的に大きな改正であり、その後、規則は昭和44年まで7回にわたり改正された。いずれの改正も昭和28年の規則を基盤に、その内容を整備し現象面をとらえた不合理の是正、補足であった。むしろ、この規則を助長していく改正であり、本質的改正でなかった。そのなかで最も整った規則が、昭和44年の改正規則であり、全剣連は10年の長期にわたり、この規則を施行した<sup>4)</sup>。

しかしながら、戦後、この規則までは「残心」について重要としながらも明示されず、現行の規則、昭和54年4月1日施行の改正規則に至った。現在は有効打突も見苦しい引き上げがあれば「見苦しい引き揚げ、取り消し。」とし、打突の有効性に「残心」は不可欠であることを明示し、取り扱っている。そして、積極的試合を行わせ、打突による勝敗を主体にする剣道の本質的特性を全面に押し出している。

#### まとめ

現今の剣道は試合を優先している向きがある。このことは、打突が手首だけを多用する技術として発展して以来、「鳥さし剣道」<sup>2)</sup>とか「あて剣道」とかいわれ、「打つ」は「切る」の意味とする足腰で打つ剣道との隔差を大きなものとし、反則においても罰則さえなければ試合に勝つなどの反武道的行為を含めて、勝利至上主義に走りがちなことから、内容の質的低下を課題とした。その解決を剣道の本質である打突の有効性に求め、内容の

質的事項について記述した。

規則の変遷のなかで、打突の有効性の条件は「充実した氣勢」「適法なる姿勢」「打突部（刃筋）」は重要事項として、一貫して明示されてきた。また、昭和54年施行の現行の規則では、有効打突も「見苦しい引き揚げ」があれば取り消すとし、「残心」が打突の有効性に不可欠であることを明示し、有効打突の条件が規則上も整った。しかし、「先のわざ」のあり方、既ち、相互作用のなかで「攻め勝って打突する」という、打突前の質的内容についてはルールに明示できないことなどから、試合者及び審判においても十分な研究工夫が必要である。それには、まず、打突前、打突時、打突後の一連の打突行動の内容の向上をはかるべく、理念に即した稽古をもとにした、たゆまぬ努力による実証と普遍的有効打突の基準の確立にある。これらのことが、理念と競技化の隔たりを充足し、人間形成の解決を求めるところに価値をもつ剣道の内容となりうる。

#### 参考文献

- 1) 隈元實通：武道教範，静思館，1987，PP 253-254
- 2) 岸野雄三，中野八十二：スポーツの技術史，大修館，1973，PP 242-283
- 3) 国書刊行会：武術双書，名著刊行会，1964，PP 234-266
- 4) 村山輝志，国分国友：剣道試合審判規則，スキージャーナル社，1976，PP 64-210
- 5) 高野佐三郎：剣道，剣道発行所，1915，P 104
- 6) 全日本剣道連盟：剣道試合審判規則，全日本剣道連盟，1979，PP 6-7